

令和元年

第4回定例会

会 議 録

令和元年12月11日

令和元年第4回 江差町議会定例会
(第1号)

◎ 期日及び場所

令和元年12月11日(水) 午前10時00分 江差町役場 議場

◎ 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
〔議長 諸般の報告〕
- 日程第 3 所管事務調査の報告について
- 日程第 4 閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第 5 令和元年第3回定例会
- 認定第1号 平成30年度江差町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第2号 平成30年度江差町国民健康保険費特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第3号 平成30年度江差町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第4号 平成30年度江差町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第5号 平成30年度江差町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第6号 平成30年度江差町公設卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第7号 平成30年度江差町港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第8号 平成30年度江差町奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第9号 平成30年度江差町水道事業会計決算の認定について
- 〔町長 行政報告〕
- 日程第 6 一般質問
- 日程第 7 承認第 1号 令和元年度江差町一般会計補正予算(第6号)の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 8 議案第 1号 江差町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 9	議案第 2号	江差町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
日程第10	議案第 3号	江差町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
日程第11	議案第 4号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
日程第12	議案第 5号	江差町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について
日程第13	議案第 6号	江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第14	議案第 7号	江差町公共下水道条例の一部を改正する条例について
日程第15	議案第 8号	江差町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第16	議案第 9号	令和元年度江差町一般会計補正予算（第7号）について
日程第17	議案第10号	令和元年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算（第1号）について
日程第18	議案第11号	令和元年度江差町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
日程第19	議案第12号	令和元年度江差町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
日程第20	議案第13号	令和元年度江差町一般会計補正予算（第8号）について
日程第21	発議第 1号	日米共同訓練の規模縮小とオスプレイ参加の中止を求める意見書の提出について
日程第22	発議第 2号	「国による妊産婦医療費助成制度創設」並びに、「福祉医療制度の実施に伴う国保国庫負担金の削減措置廃止」を求める意見書の提出について
日程第23	発議第 3号	授業料減免制度の現行水準を維持することを求める意見書の提出について
日程第24	発議第 4号	英語民間試験延期にとどまらず入試改革の抜本的な見直しを求める意見書の提出について
日程第25	発議第 5号	災害救助法の見直しを求める意見書の提出について
日程第26	発議第 6号	介護保険事業に関する事務調査について (社会文教常任委員会事務調査)

◎ 出席議員（12名）

議		長	打	越	東	重	夫
副	議	長	萩	原			徹
議		員	薄	木	晴		午
	〃		飯	田	隆		一
	〃		室	井	正		行
	〃		塚	本			眞
	〃		西	海	谷		望
	〃		小	梅	洋		子
	〃		小	野	寺		眞
	〃		小	林	く	に	こ
	〃		出	崎	太		郎
	〃		大	門	和		幸

◎ 出席説明者

町		長	照	井	誉	之	介
副	町	長	田	畑			明
教	育	長	太	田			誠
総	務	長	木	村			晃
まちづくり	推進	課長	出	崎		雄	司
財	政	課長	齊	藤		敏	己
税	務	課長	安	田		克	臣
町	民	福	岸	田		礼	治
健	康	推	白	鳥		智	子
産	業	振	大	杉		則	明
追	分	観	尾	山			徹
建	設	水	岸	田		雄	治
高	齢	あ	梅	川		年	代
出	納	室	岸	田		真	由
学	校	教	中	川			智
社	会	教	大	坂		敏	文
総	務	課	畑			竜	哉
まちづくり	推進	課主幹	長	尾		恵	一

(議会事務局)

局		長	清	水	直	樹
書		記	森		直	彦

開 会 10:00

(ベルが鳴る)

(議長)

おはようございます。

(「おはようございます」の声)

(議長)

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、会議は成立致しました。

ただいまから、令和元年第4回江差町議会定例会を開会致します。

(議長)

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布の通りであります。

(議長)

日程第1、会議録署名議員を指名致します。

会議録署名議員は、会議規則第129条の規定により、7番小梅議員、8番室井議員を指名致します。

(議長)

日程第2、会期の決定についてを議題と致します。

今定例会の会期及び議会運営については、所管の議会運営委員会に付託されておりますので、委員長の報告を求めます。

「小野寺委員長」

議長。

(議長)

小野寺委員長。

「小野寺委員長」(議会運営委員会報告)

おはようございます。

(「おはようございます」の声)

「小野寺委員長」

議会運営委員会からのご報告を申し上げます。

当委員会は、11月27日、12月4日の2日間、委員会を開催し、町理事者の出席を求め、今定例会に提出される議案内容の説明を受けるとともに、日程及び運営について協議致しました。

今定例会には、平成30年度各会計の決算認定9件、令和元年度補正予算が一般会計、特別会計合わせて5件、条例制定2件、条例改正6件、委員会報告7件、議員発議6件、一般質問は10名の通告であります。詳細につきましては、お手元に配布しております報告書の通りでございます。

以上の内容を踏まえて、会期を12月11日から12日までの2日間と致します。

一般質問については、これまでと同様に、一問一答方式で行うことと致しました。質問の回数は再再質問まで、答弁を含め60分の時間制とします。質問、答弁については、一回目の質問、答弁については演壇により行い、再質問以降は、議員は同じく演壇で、理事者は自席で行うこととします。また理事者においては、議員からの質問に対して、議長の許可を得て反問出来ることとし、それに要する時間は60分の制限時間外とすることと致します。

また、一般質問や議案等の質疑で感想や要望、お礼など、一般質問や質疑から外れる発言の他、一般質問は事前通告制となっております。このため再質問、再々質問についても通告した質問趣旨以外の質疑は、厳に慎むようお願いを致します。

以上、議会運営委員会において、協議した結果を報告致します。

(議長)

以上で、報告が終わりました。

お諮りします。

今定例会の会期及び議会運営については、委員長の報告の通りしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。

よって、会期は本日11日から12日までの2日間とし、一般質問については、一問一答方式で行い、一回目の質疑、答弁については、演台により行い、再質問以降については、議員は同じく演台で、理事者は自席で行うことと致します。質問の回数は再再質

問まで、答弁を含め60分以内の時間制を採用して行うこと。また、理事者においては、議員から質疑、質問・質疑に対して、議長の許可を得て反問できることとし、それに要する時間は、60分の制限時間外とすることに決定致しました。

また、質問者は、質問通告された範囲内でのみ、再質問、再々質問をされるようお願い致します。

(議長)

次に、議長からの諸般の報告を致します。

報告内容は、お手元に配付の通りでありますので、了承をお願い致します。

(議長)

日程第3、所管事務調査の報告について、令和元年第3回定例会、発議第6号、地域防災に関する事務調査を議題と致します。

本案については、所管の社会文教常任委員会に付託されておりますので、委員長の報告を求めます。

「塚本委員長」

はい。

(議長)

塚本委員長。

「塚本委員長」(社会文教常任委員会報告)

社会文教常任委員会の委員会調査報告を致します。

本委員会の付託の調査事件について、会議規則第78条の規定により、下記の通り報告致します。

1、調査事件。令和元年第3回定例会、発議第6号、地域防災に関する事務調査。

2、調査期日。令和元9月4日。事務調査事件について、9月25日、今後の進め方について。10月11日、担当課ヒアリング。これは総務課であります。同日、行政視察についての事前調査を実施しております。11月18日から19、18日は、被災地現地視察で、厚真町を視察しております。翌日は、先進地行政視察として札幌市を視察しております。11月28日、これらの調査案件の事務調査の取りまとめを行っております。

3、調査の経緯と結果。近年、地震や台風などによる、災害が日本の各地において、発生しています。その被害の大きさは、年々、大きくなる激甚化の傾向が見られ、江差町においても過去に北海道南西沖地震や中小河川の氾濫による被害が発生している。

このことを受けて、本委員会では、(地域防災に関する事務調査)を立ち上げ、住民の

生命と財産を守るための減災に向けた調査を行った。地域防災は、予防対策から災害応急対策、防災思想普及対策と幅が、範囲が広いため、本調査では、1、自主防災組織・消防団の育成支援について。2、避難勧告の周知方法及び誘導について、この2点に絞った調査を実施した結果について、次の通り意見を付して提出する。

意見、1) 防災や消火、避難誘導等の重責を担っている消防団組織の団員数は、過去5年間の人員データによると、毎年前年を下回っている現状となっており、消防職員を含めた人員確保に努め、処遇の改善を図っていく必要がある。

2) 災害の発生時には被害を最小限におさえるためには、地域住民の自主的な防災活動が極めて重要となる。その中で江差町内の自主防災組織は、まだ5町内会にて組織されているに止まっている。まだ未組織の町内会が多くあり、早急に各町内会に自主防災組織の設置の促進に努める必要がある。

3) 高齢化が進んでいく中で、高齢者等の避難行動要支援者の避難支援対策を充実、強化をしていく必要がある。避難勧告の周知や避難所開設情報の伝達方法や、避難時に重要な役割を担う町内会に対する、行政側より提供された要支援者リストだけでは必ずしも十分とはいえ、各町内会に即した避難行動要支援者リストの作成が求められる。また、災害時における、ペットの同行避難が明確になっておらず、避難所運営の中での位置づけを明確にしていく必要がある。

4) 平常時に、HUG（避難所運営ゲーム）を実施し、避難者の年齢や性別、国籍やそれぞれ抱える事情に対応した避難所を体育館や教室に見立て、避難所で起こる様々な出来事を疑似体験するゲームである。避難者の属性を考慮しながら部屋割りを考え、また炊き出しや仮設トイレの配置などの生活空間の確保等、自由に意見を述べ、かつ話し合いながらゲーム感覚で避難所の運営を学ぶことができることから、多くの町民に体験して頂けるよう取り組むことが必要である。

5) 災害対策基本法が改正され、「地区防災計画制度」がスタートした。各地区の住民、事業者等を交え、地域毎の地区防災計画を作成し、自分の身は自分で助ける「自助」や、近所の人などと助け合う「共助」による地域コミュニティの活性化が重要となる。

6) タイムライン（防災行動計画）を作成し、災害の発生を前提に起こり得る状況を想定して、いつ、どのような防災行動を、どの主体が行うかを時系列に整理していくことが重要である。

以上であります。

（議長）

以上で、委員長の報告が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

地域防災に関する事務調査について、委員長の報告の通り、了承することとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。

よって本案については、委員長報告の通り、了承することに決定致しました。

(議長)

日程第4、閉会中の継続調査の申し出についてを議題と致します。

議会運営委員会、総務産業常任委員会、社会文教常任委員会、江差町総合計画等特別委員会及び議会広報特別委員会から調査中の事件につき、会議規則第76条の規定に基づき、お手元に配付の通り、継続調査の申し出がありました。

各委員長からの申し出の通り、閉会中の継続調査としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。

よって、委員長からの報告申し出の通り、閉会中の継続調査とすることに決定致しました。